

令和2年12月15日

保護者の皆様へ

大阪府立みどり清朋高等学校
校長 寶田 康彦
12期生 学年団

12期生 修学旅行についてのお知らせとお願い

時下、保護者の皆様にはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は、本校の教育にご理解・ご協力をたまわり、厚く御礼申し上げます。

令和3年1月28日(木)～1月31日(日)の日程で予定していました12期生修学旅行ですが、「令和2年度修学旅行の実施(新型コロナウイルス感染症対策)に係るガイドライン」の「基本的な考え方」を踏まえ、下記の理由により、日程及び内容の変更を決定いたしました。

北海道への修学旅行を非常に楽しみにしている生徒も多く、断腸の思いではありましたが、参加生徒が少しでも安心して修学旅行に参加できるよう、また、保護者の皆さまが少しでも安心してお子さまを修学旅行へ見送っていただけるようこの決定をいたしました。

つきましては、下記の内容について、何とぞご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 変更の理由

北海道及び札幌市の新型コロナウイルスの感染拡大、医療体制のひっ迫状況等を検討し、変更が必要と判断いたしました。

- 北海道全域で11月5日より約1ヶ月間連続で1日の新規感染者が100人を超えており、感染が急速に広がっている。
- 11月7日に、北海道が独自に定める「警戒ステージ」を「2」から「3」に引き上げた。11月17日から札幌市に限定して「4」相当の特措法に基づく強い措置を講じているが、12月10日には、集中対策期間で来年1月15日まで延長と決定されるなど、新型コロナウイルスの感染警戒レベルが高い状況が続いている。
北海道「警戒ステージ4」の状況とは
「感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階」
- 12月に入ってからも、札幌市の医療機関での集団感染の増加、札幌市及び隣接する旭川市での医療体制がひっ迫している状況が起こっており、万が一、陽性者や濃厚接触者に特定された場合、当該生徒への医療やサポートが十分に行えなくなる可能性が高い。

2. 行先及び日程に関する変更内容

(1) 期 日：令和3年2月20日(土)～2月22日(月) 2泊3日

期日の設定に際して、行事計画上やむを得ず2泊3日となりました。

(2) 行 先：三重県(伊勢志摩・長島)、岐阜県(飛騨高山等)方面 検討・調整中

要件 万が一の場合、自動車での迎えが可能な場所

「判断時点での感染者数が比較的少ない」「移動時間が比較的少ない」「安全対策が講じられたアクティビティ等の施設、環境がある」「指定旅行社が企画可能である」等、これらの要件を総合的に考慮する

(3) 行 程： 詳細については、上記(2)行先及び要件を踏まえて旅行社と検討・調整中です。決定次第、改めてお知らせしますのでご了解ください。

3. その他

- (1) 今後、さらなる感染拡大等、状況によっては、教育庁が中止・延期を要請する場合があります。加えて、教育庁からの要請が無くとも、感染拡大に伴う修学旅行先の状況や学校の実情等により、学校として修学旅行そのものを中止とする可能性もあります。これらの点についてもご理解願います
- (2) 変更後の内容に関する保護者対象説明会の実施については、実施形態も含め検討中です。詳細が決まりましたら、「参加同意書」の提出依頼等も含め、改めて連絡いたします。
- (3) 「令和2年度修学旅行の実施（新型コロナウイルス感染症対策）に係るガイドライン」の改訂について令和2年12月3日に開催された第31回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議において、12月4日より大阪モデルが「イエローステージ2」から「レッドステージ1」へ移行したことを受け改訂されました。

実施に向けての要件として、「大阪モデル」のステージが「レッド」ではないこと、「旅行先の都道府県が独自の緊急事態宣言を出していない」は削除されました。

(参考)

1 はじめに(略)

2 基本的な考え方

- (1) 本ガイドラインを踏まえて出発前に修学旅行の中止・延期を判断する場合や、旅行先で児童生徒・教職員が陽性となった場合など、想定し得る様々な場面への対応を考慮しておくとともに、別紙「旅行期間中の新型コロナウイルス感染症に係る対応等について」に基づき、あらかじめ旅行事業者等との調整や保護者への周知を十分に行っておくこと。
- (2) すでに詳細な計画をたてている学校においても、本ガイドラインに示す内容等を踏まえ、必要がある場合には、旅行先の変更や行程・日程の見直し等を検討すること。

3 留意事項

(1) 計画段階

修学旅行実施日の1か月前まで

各学校は、修学旅行実施日の1か月前までに「修学旅行の実施について(届)」を提出すること。

修学旅行にかかる取消料発生日の前日まで

各学校は、取消料が発生する概ね21日前をめぐり、実施の可否を判断すること。実施に向けては下記の~~ア~~～~~エウ~~のすべてを満たすことを確認すること。

~~ア~~ 「大阪モデル」のステージが「レッド」ではないこと

~~イア~~ 旅行先(すべての滞在先)が、以下の状況であること

・国が旅行先の都道府県を「特定(警戒)都道府県」に指定していない

~~→旅行先の都道府県が独自の緊急事態宣言を出していない~~

・旅行先の都道府県知事等が大阪からの修学旅行の受け入れを拒否していない

~~ウイ~~ 別紙「旅行期間中の新型コロナウイルス感染症に係る対応等について」の内容も含め、詳細の計画等について十分に説明をしたうえで、参加児童生徒の保護者全員から参加同意書をとっていること

~~エウ~~ 下記「5 感染防止対策等」が講じられていること

(2) 取消料発生日～出発時

~~下記の~~ア~~～~~イ~~が維持されていることを確認すること。~~

~~ア~~ 「大阪モデル」のステージが「レッド」ではないこと

~~イ~~ 旅行先(すべての滞在先)が、以下の状況であること

・国が旅行先の都道府県を「特定(警戒)都道府県」に指定していない

~~→旅行先の都道府県が独自の緊急事態宣言を出していない~~

・旅行先の都道府県知事等が大阪からの修学旅行の受け入れを拒否していない

参加及び引率については、出発時において以下の者とすること。

・「陽性者」「濃厚接触者」「PCR検査及び抗原検査(以後、「PCR検査等」とする。)受検待ち及び結果待ち」でない者

・「発熱または風邪症状」がない者

(3) 出発後

下記「5 感染防止対策等」を実施すること。

児童生徒・教職員が陽性者及び濃厚接触者と特定された場合、現地の保健所等と協議のうえ、適切に対応すること。

4 児童生徒に陽性が確認されたとき等の対応のめやす、5 感染防止対策等、6 経費等 (略)